

下関市私立就学前施設 ICT 化事業事業者選定

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「下関市私立就学前施設 ICT 化事業」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 下関市私立就学前施設 ICT 化事業 |
| (2) 履行場所 | 下関市南部町 1 番 1 号 下関市役所ほか |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (4) 業務内容 | 別紙 1 「下関市私立就学前施設 ICT 化事業委託仕様書」
(以下、「仕様書」という。) のとおり |

3 予算

提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

・システム導入（令和 7 年度）	6,600,000 円
・システム運用保守（令和 8～12 年度）（※）	13,200,000 円
合 計	19,800,000 円

（※）本プロポーザルにおける契約対象はシステム導入に限るものであり、システム運用保守については、令和 8 年度以降の予算で予算確保に努め、別途、契約を予定している。運用保守に係る契約は毎年度契約で通算 5 年間を予定しているが、最終的な契約の期間や方法については、別途協議を行う。

導入経費と運用保守経費の総額で業者選定の評価を行うため、提案上限額にシステム運用保守に係る費用を含めるものとする。

4 日程

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和 7 年 8 月 18 日（月） |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 令和 7 年 9 月 1 日（月）まで |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和 7 年 9 月 8 日（月）までに発送 |
| (4) 質問の受付期間 | 令和 7 年 8 月 18 日（月）から
令和 7 年 9 月 1 日（月）まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和 7 年 9 月 8 日（月）まで |
| (6) 提案書提出期限 | 令和 7 年 9 月 19 日（金）まで |
| (7) プレゼンテーション及びデモンストレーション | 令和 7 年 9 月 30 日（火） |
| (8) 選考結果通知 | 令和 7 年 10 月 7 日（火）までに送付 |

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立て
- (3) 下関市暴力団員排除条例(平成23年条例第42号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。
- (4) 下関市に納税の義務がある者については、下関市税を滞納している者でないこと。
- (5) 10自治体以上で給付等管理システムの導入・運用実績があること。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 【様式1】参加申込書(1部)
- イ 【様式2】会社概要書(1部)
- ウ 【様式3】実績報告書(1部)
- エ 下関市税滞納なしの証明書

提出日から3ヶ月以内のものとし、写しも可とします。

なお、下関市に納税義務がない場合も提出は必要です。

(2) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(3) 提出期限 令和7年9月1日(月)17時まで 必着

(4) 提出先 下関市こども未来部幼児保育課

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年9月8日(月)

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年9月12日(金)17時までに幼児保育課に電話でご確認ください。

イ 通知方法

【様式4】参加資格審査結果通知書により電子メールにて通知します。

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して2日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができます。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 【様式5】 質問書

イ 提出方法 電子メール

※必ず、担当者に電話を行い送信した旨を伝え受信したことを確認してください。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

ウ 受付期間 令和7年8月18日（月）～ 令和7年9月1日（月）
17時必着

エ 提出先 下関市こども未来部幼児保育課

(2) 回答

ア 回答方法 参加資格を有する者全てに電子メールで回答します。

イ 回答日 令和7年9月8日（月）まで

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式）

- ・用紙は、日本産業規格A4判とすること。ただし、視認性等の問題により、A4判に記載することが困難である場合に限り、日本産業規格A3判用紙の使用を認める。その際は、A4判のサイズに折り込んで使用すること。
- ・記載の順序は、別紙2「評価基準」の各項目に順じて作成すること。
- ・専門的知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

イ 見積書

システム導入とシステム運用保守それぞれに要する経費の内訳が分かるよう記載すること。

(2) 提出部数

正本1部 副本5部（共に紙媒体）

(3) 提出期限

令和7年9月19日（金）17時 必着

提出期限後の追加、修正等は認めない。

(4) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(5) 提出先 下関市こども未来部幼児保育課

9 審査方法

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施します。

ア 日程 令和7年9月30日(火)

(時間等の詳細については別途連絡します。)

イ 実施場所 下関市役所本庁舎西棟5F大会議室B

(候補者数、その他事情により、変更となる可能性があります。)

変更があった場合は別途連絡します。)

ウ 出席者 3名以内

エ 実施時間 60分(内訳は下記のとおり)

プレゼンテーション：説明30分、質疑応答15分

デモンストレーション：説明10分、質疑応答5分

オ 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター(HDMI入力)

それ以外の物品については、提案者の負担において用意して下さい。

カ その他

プレゼンテーションの順番は市が提案書を受理した順番とします。

プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者

として選定しません。

(3) 説明内容

プレゼンテーションは、プロジェクト責任者の候補者(PM等)が実施すること。ただし、デモンストレーションはこれ以外のものが行って差し支えない。

プレゼンテーションにおいては、別紙2「評価基準」における中項目ごとの各評価ポイント及び「見積書」の内容について、考え方及び取組内容を分かりやすく説明すること。

デモンストレーションについて、新システムの実機を用いて、システムの基本的な構成及び操作性について分かりやすく説明すること。ただし、新システムの実機を当日までに準備することができない場合は、画面イメージ図等を示したスライドを用いて説明を行うこと。

(4) 候補者の選定方法

ア 市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には、別紙2「評価基準」

の大項目のうち「基本事項」及び「システム機能」の評価点の合計が高い者を候補者として選定します。

エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しません。

1.0 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション・デモンストレーションに参加した全ての提案者に【様式6】選定結果通知書により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（しごと・事業者>入札・契約・登録>業務委託等の部屋（上下水道局を除く）>プロポーザル情報）に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

1.1 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

1.2 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は返却しません。
 - イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。
 - ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。
 - エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得

ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は受託候補者の決定までに満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - カ 見積書の金額が、見積り限度額を超過した場合
- (5) 参加申込者又は提案者が1者の場合であっても、審査を実施し受託候補者の選定を行う。
- (6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

1 4 提出・問い合わせ先

下関市こども未来部幼児保育課（担当：岩本）

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

電話 083-231-1929

電子メール hfkodomo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5 施行期間

本要領は、決裁日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。